業後の対策、遠隔診療の導入等の地域の取組による診療の効率化等により、産業動物獣医師の確保・育成を図り、獣医療提供体制の整備を推進する。

（４）安全確保の取組の推進

① 持続可能性に配慮した生産工程管理の推進

持続可能性に配慮した生産工程管理であるGAPや農場段階でのHACCPの実施は、食品安全や家畜衛生の向上だけでなく、生産性や生産効率の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながり、人材の育成にも有効である。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や大阪・関西万博における食材の調達は、持続可能性に配慮した調達基準が採用され、畜産物に関しては、JGAP認証品は基準を満たすものとして扱われ、農場HACCP認証品についても推奨された。

こうした状況を踏まえ、消費者に安全な畜産物を安定して供給するため、持続可能性に配慮した生産工程管理であるGAPや農場段階のHACCPの普及・定着を図り、認証取得等を一層推進する。

② 製造・加工段階での衛生管理の高度化

令和３年６月１日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）が完全施行され、乳業工場や食肉処理場など原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなった。

特に都府県の乳製品工場や、食肉処理施設において施設の老朽化が進む中、消費者に安全な牛乳・乳製品や食肉を供給するとともに、輸出先国の求める衛生管理基準を満たすため、乳業者や食肉事業者は、施設の衛生水準の高度化を図ることが必要である。

③ 薬剤耐性対策の徹底

抗菌薬は、動物の健康を維持し、良質な畜産物を安定供給するために必要であるが、使い過ぎや不適切な抗菌薬の選択等により薬剤耐性菌が増加すると、人や動物の治療が困難となるほか、畜産物の生産にも影響を及ぼす可能性がある。

国際的な抗菌薬使用量削減の流れ等を踏まえ、薬剤耐性対策アクションプラン（2023-2027）（令和５年４月７日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）において、令和９年（2027年）時点での畜産分野全体の動物用抗菌薬の使用量を令和２年（2020年）比で15%削減する目標が設定された。削減目標の達成に向け、抗菌薬の適正使用、飼養衛生管理の向上やワクチン接種による感染症予防といった抗菌薬の慎重使用に向けた取組が推進されており、使用量の着実な削減がみられる。

今後とも家畜の健康を守り、安全な食品を安定的に生産するため、引き続き、国は、関係者と一体となって、ワクチンの活用を含む飼養衛生管理の向上による感染症予防や抗菌薬の適正使用などの抗菌薬の慎重使用の取組を推進する。

④ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

近年、飼料に起因した畜産物の自主回収や家畜・人における健康被害の発生は見られないが、畜産物の安全確保のためには飼料・飼料添加物の安全確保も不可欠である。このような中、輸入飼料の調達先の多様化や未利用資源の飼料利用の活発化等もあり、飼料の安全確保上のリスク要因が多様化している。

このため、国は、有害物質の汚染実態データ収集等によりリスクを適時に把握するとともに、必要に応じて基準値の設定・見直し、適切な生産・利用に向けた指導等必要な措置を行う。

また、飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく事業者の安全確保の取組を引き続き推進する。

⑤ 動物用医薬品に係る安全確保

畜産農家にとって疾病のコントロールに不可欠な生産資材である動物用医薬品は、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。また、消費者に安全な畜産物を供給するためには、動物用医薬品の適正な使用、畜産物への残留等の防止に努める必要がある。

このため、国は、動物用医薬品の適正使用の推進と使用者への的確な監督指導の実施や、新しい動物用医薬品の承認の迅速化等を引き続き推進する。そのほか、特に動物用ワクチンは、家畜疾病の発生を効率的に予防する重要な生産資材であることから、その安定的な確保・供給を図るため、令和６年11月に公表した動物用ワクチン戦略中間とりまとめに基づき、動物用医薬品開発の支援、承認審査の最適化、製造体制の強化・効率化等の取組を進める。

（５）アニマルウェルフェア（AW）の推進

AWは、適正な飼養管理を行うことで、家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の本来持つ能力を発揮させる取組であり、畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、国として、我が国のAWの水準を国際水準とすべく、令和５年７月に国際基準に沿ったAWに関する飼養管理指針を発出した。

こうした取組の推進のため、引き続き説明会等を通じ生産者等に対する指針の周知を実施するとともに、今後同指針の取組状況に係る調査結果を踏ま